

子どもと若者総合支援勉強会（第1回）議事要旨

日 時：平成20年6月6日（金）13：00～14：30

場 所：内閣府5階特別会議室

出席者：田村座長、土居座長代理、佐藤委員、嶋崎委員、宮本正彦委員、宮本みち子委員

坂内閣官房副長官補、山中教育再生懇談会担当室長、岡本再チャレンジ担当室長、大塚内閣府参事官（青少年育成第1担当）、生田厚生労働省政策統括官付労働政策参事官、川上文部科学省生涯学習政策局政策課長、浅田内閣参事官、その他関係官

○開会、田村座長より挨拶があった。

○議事（1）会の運営について諮られ、「子どもと若者総合支援勉強会の運営について（案）」が了承された。

○坂内閣官房副長官補より挨拶があった。

○議事（2）「関係省庁の施策の検討・実施状況」について、山中教育再生懇談会担当室長、岡本再チャレンジ担当室長、大塚内閣府参事官、生田厚生労働省労働政策参事官、川上文部科学省生涯学習政策局政策課長より説明があった。

○以下の通り意見交換が行われた。

- ・民間でも現場主義というのは当たり前。現場をベースとして政策を組み立てないと、日本の行政はうまくいかないのではないか。
- ・秋までに実行を前提としたアクションを起こしたい。
- ・若者の就労支援だけではなく、もっと根源的な対策を、もっと若い年齢の段階から取り組む必要がある。
- ・連絡協議会のようなものも、現場レベルでは必ずしもうまくいっていないケースも少なくない。どこに限界があるのか、現場の話を聞いていきたい。
- ・特に現場の責任の所在を明確化していくことが重要だと思っている。
- ・世の中の関心も高いテーマなので、早く旗頭を掲げて、実効化していくことが大切。
- ・サポートステーションはまだ端緒についたばかりであるが、この間の取組を通して包括的で継続的な支援が具体化される必要があることが明確になってきた。
- ・日本の若者対策は、15～35歳までを対象としており、対象が幅広過ぎる。それぞれに求められるものも違い、現場でも対応しきれていない。ヨーロッパではティー

ンエイジャー年代（１３歳から１９歳まで）に絞っている。

- ・我が国ではティーンエイジャーの支援・教育は学校に一元化されてきたので、学校の外に支援するワーカーが育っておらず、学校を離れた若者に対してはＮＰＯ等のボランティアが何とか対応している状態。専門的な人材が不足している。人材の養成、専門性の担保、身分保障をどうするかをセットで考える必要がある。
 - ・若者支援について、大半の地方自治体においては十分な体制が整備されていない。若者担当窓口を開くことが喫緊の課題。また、どの程度のレベルの行政区分での支援施策が有効かという問題もある。広すぎて狭すぎてもいけない。
 - ・学校と学校外の地域における発達支援活動をどう連携させていくか、また学校とポスト学校をつなげる継続的支援の仕組みを考える必要がある。それによって、今のニート問題はかなり解決できるのではないか。将来的には１０代のうちに問題を解決できるシステムができればと思う。
-
- ・不登校や教育相談体制、キャリア教育等いずれについても共通する課題は一つで、コーディネーターの設置。責任のある人がその地位に就けるようにして欲しい。ソーシャルワーカーのようにしっかり動ける人が校内にいと助かる。
 - ・議論の方向として、不登校について言えば、学校と家庭がそれぞれ押し出す力と引っ張る力の合計４つの方向があると考えている。ニート問題も同じで、ニートや引きこもりの人たちが、社会に出たがらないという外向きの方向だけではなく、なぜ家庭に向かってしまうのかという内向きの理由についても考えてみたい。
-
- ・サポートステーションの役割として、当初「職業的自立に向けた支援」と「支援ネットワークの構築」を掲げたが、実際の運営において困難に直面している。
 - ・サポートステーションの利用者が就労という出口になかなか結び付かない。・サポートステーションの利用者には、「職業的自立に向けた支援」の手前にいる人が相当数おり、この人たちに対して、小中学校の基礎的な教科の学び直しや、体力づくりなどをやっているが、これは果たしてサポートステーション本来の役割か疑問である。
 - ・ネットワークの中心をいちＮＰＯが担うのは無理で、コーディネーターは行政が担うべき。横浜市はコーディネートに徹している。
 - ・発達障害、精神疾患の方がサポートステーションに来ることが多いが、その対応に苦慮している。専門的なケアが必要なので、サポートステーションの対応には限界がある。
 - ・年長のフリーター、無業者の問題が重要である。この人達が将来的に生活保護を受けられるようになると、生活保護制度が持続していけるのかというような大きな問題になる。
 - ・ニート、フリーターの予防対策としてのキャリア教育の全てを学校の先生に負わせるのは無理である。

- ・ イギリスのコネクションズは、元々は若者の失業対策に特化していたが、複合的な問題に対処するために包括的なサービスが必要であるということで、この５～６年の間にその在り方も変わってきている。また、対処を始めるべき年齢も早期化してきており、１３～１９歳では遅いということで、０～４歳に重点を移している。他の先進国もほぼ同様であり、早期発見、早期介入、早期サポート、継続的支援を行っている。日本が今やるべきことはターゲットとする若者をどうするかということ。複合的なニーズ（＝困難）を抱えており、そのままでは社会的排除を受けてしまう危険のある子どもたちにどう対処するかを考えていけば、問題が見えてくるのではないか。
- ・ 各年齢段階の子どもが抱えているニーズに応じて、サービスを組み立てていく必要があるだろう。
- ・ 低年齢を対象にしたほうが投資効果が高いのは確かだが、年長フリーターを放っておいていいわけではない。
- ・ 今日は関係省庁から鳥瞰図としてのお話を伺ったが、現場の人からも話を聞いてみたい。
- ・ キャリアスタートウィークについては全校でやっているところもあり、地域の商工会議所などを巻き込んで取り組んでいる。そのようなベストプラクティスの情報を共有していきたい。
- ・ 政府全体としての総合的な俯瞰図を整理する必要がある。
- ・ 次回は、今日出された意見をペーパーに整理し、それを元に議論したい。

○事務局より、次回日程については調整の上、連絡する旨発言があり、閉会となった。

以上

子どもと若者総合支援勉強会（第2回）議事要旨

日 時：平成20年7月15日（火）13：00～14：30

場 所：内閣府3階特別会議室

出席者：田村座長、土居座長代理、佐藤委員、嶋崎委員、宮本正彦委員、宮本みち子委員

山谷内閣総理大臣補佐官、坂内閣官房副長官補、吉田教育再生懇談会担当室長、大塚内閣府参事官、山根教育再生懇談会担当室参事官、浅田内閣参事官、伊藤厚生労働省キャリア形成支援室長、その他関係官

○ 開会

○ 山谷内閣総理大臣補佐官から挨拶があった。

- ・ 子どもと若者の総合支援については、教育再生会議で議論したが、具体化に向けて積み残しがあったので、この勉強会を進めていただいている。概算要求に向けて、中間とりまとめ的なものをしていただき、反映できるものはしていきたいと考えている。
- ・ 今は複線型の社会になったと言われるが、受け皿、社会のゆとりがなくなっており、子ども、若者、保護者も含めて生きづらい世の中になってきている。少しでも良い方向に変えていきたいのでよろしくお願いしたい。

（1）中間まとめ（案）について

- ・ 概算要求に向けて中間まとめをしてはどうかという意見が出たので、私と座長代理とで、事務局とも相談しつつ、案を作成した。委員の皆様にも事前に送付させていただいている。事務局より案について説明し、その後、意見をいただく。

○事務局より、資料1について説明

- ・ 各省庁の実施している施策についての情報が、必ずしも地方公共団体にうまく届いていない。情報発信を各省庁別に行うだけではなく、ポータルサイトのようなものを作り、そこにアクセスすれば情報を一元的に得られるようにすると便利だと思う。
- ・ 案では地方公共団体における一元的な窓口の整備について触れているが、それを支援する各省庁の窓口の一元化も重要である。
- ・ 困難な状況にある子どもが実際にどこにどれくらいいるかという統計データが不整

備である。それが分からないと、どこにどれくらいの予算をかければよいかがわからない。イギリスでは1990年代から研究者総動員で全国各地で調査が行われた。

○意見を踏まえた修正及び提言の公表の仕方について、座長に一任された。

（２）地方公共団体からのヒアリング

○京都市より、資料２に基づき説明

○高知県より、資料３に基づき説明

- ・小中学校段階からone to oneで対応していくためには市町村の取組が必要だが、市町村によって取組にバラつきがあると思うがどうか。
- ・放課後子どもプランについて、国における支援体制も一元的であるべきと思うがいかがか。
- ・高知県内ではこれまで若者支援に関する総合的な仕組がなかったので県主導で行っている。その次の段階として、各市町村で一元化して取り組める体制を作ることは、これからの課題である。
- ・放課後子どもプランについては、現場レベルでは教育委員会と福祉部局が連携して実施しているが、予算の手当ても含め文部科学省、厚生労働省で一元化されると地方段階でもより効率的な対応ができると思う。若者支援についても是非国段階で一元化をお願いしたい。
- ・京都市の説明では、コーディネーターの養成について、既存の関係者の力量アップと新たな人材の開発について触れられていたが、具体的に教えていただきたい。
- ・高知県は、専門スキルを持つ訪問指導員の養成が課題であるとの説明であったが、どのように対応しているのか。
- ・分野横断的に対応可能な相談員がいるのが理想形だが、教育相談だけでも何十という資格がある。資格や専門を一つにまとめていくという動きはないのか。
- ・一元化した窓口が機能を発揮するには、力量のあるコーディネーターが不可欠である。教育、福祉など既存の専門家をベースにして養成することも考えられるし、新たにコーディネーターの資格をつくってゼロから養成していくという方法も考えられる。現実的にはコストの問題もある。既存の民間団体・NPO等がマンパワーをどれだけ発揮できるかも大きい。

- ・福祉部門、労働部門も関わり、県庁全体で仕組みを作っているのも、情報提供や専門機関への繋ぎなど、行政側がかなり支援を行っている。
- ・分野横断的な資格に関しては、内閣府でユースアドバイザー（仮称）の養成の取組を始めたところ。養成プログラムを作成したが、まだ研修内容も確立できていないし、各地域でこのプログラムを全て実施できるものでもないと思う。一気に資格化までは難しいが、例えば研修の修了証明のようなものができないかと考えている。
- ・ユースアドバイザーの養成プログラムの検討には自分も関わった。地域の包括的な支援態勢の要となる者として構想した。早く一元化した仕組みを作らないと、バラバラと予算が使われて力にならない。
- ・京都市では、特に困難を抱えている子ども、若者に対する包括的な支援のためにどれくらいのマンパワーが必要かを検討するために、リスクのある子どもがどれくらいいるかをつかんでいるか。
- ・京都市トータルとして、就学前や高校卒業後の状況は把握できていない。ただ、課題のある子どもの状況は各学校で把握しており、例えば学校問題解決支援チームでどれくらい対応が必要なのかということ等は把握している。教育委員会としては、教育を軸に福祉部局と連携して対応するが、それぞれの課題に応じた対象把握をしていくことが重要と認識している。
- ・県立高等学校の中途退学者の状況については、概ね把握できている。今後は18歳までの支援が必要な子どもたちについては全て把握していきたいが、中学校卒業後の進路未定者は、現実には、県では市町村ごとの数しか把握できていない。地域レベルでは要保護児童対策協議会で取り組んでおり、非常に進んでいるところもある。そうした取組をモデルとして、きめ細かい対応をしていくことが大切。
- ・イギリスでは各行政区の中で、各年齢段階ごとに、リスク要因をいくつ有する子どもが何人いるかを把握しようとしている。6歳の時点でいくつのリスク要因を有する子どもが30歳になったときにどういう状況になっているかを調査し、その社会的ダメージを計算している。このような調査をすることにより、早期にどのような対策をとるべきかについての判断材料としている。
- ・地域若者サポートステーションが十分機能し、「結果からの支援」ではなく、より継続的な「予防からの支援」を行うことができるようにするためには、市町村単位の取組にしていく必要がある。しかし今の状況では、地域若者サポートステーションがどの範囲までをカバーできるのか、難しい。地域若者サポートステーションを急速に増やす必要がある。高知県の若者サポートステーションの「サテライト」は、

具体的にどのような取組をしているのか。

- ・「サテライト」は利用者の身近な場所で支援を行うために設置している。誘導や把握を行う段階では市町村レベルでの対応が必要だが、就労・就職という出口の段階ではより広い視野に立った支援が必要である。地域若者サポートステーションには、市町村レベルの視野とより広いレベルの視野の両方の機能が必要ではないかと感じている。
- ・ 中間まとめでも、市町村レベルでの一元的な窓口の設置が必要という内容になっている。
- ・ その窓口を中心として、うまく関係機関間の連携を図っていくことが大切である。

○座長より、次回日程については調整の上、連絡する旨発言があり、閉会となった。

以上

子どもと若者総合支援勉強会（第3回）議事要旨

日 時：平成20年9月18日（木）10：00～12：10

場 所：内閣府本府3階特別会議室

出席者：田村座長、土居座長代理、佐藤委員、嶋崎委員、宮本正彦委員、宮本みち子委員

坂内閣官房副長官補、吉田教育再生懇談会担当室長、大塚内閣府参事官、山根教育再生懇談会担当室参事官、浅田内閣参事官、その他関係官

○開会

○冒頭、坂内閣官房副長官補より挨拶があった。

○浅田内閣参事官より、出席者の紹介、渡海総理大臣補佐官のメッセージ代読、配付資料の説明があった。

○大塚内閣府参事官より、参考資料2、3について説明があった。

○議事（1）「地方公共団体からのヒアリング」として、①宮本正彦委員より資料1に基づき、②東京都より資料2に基づき、それぞれ説明がなされた。

○議事（2）「主要論点についての議論」に関し、浅田参事官より資料5に基づき、また、土居座長代理より資料6に基づき、それぞれ説明の後、以下の通り意見交換が行われた。

- ・地方自治体に窓口を置くことには賛成。その場合、窓口の性格をどうするかが重要。
- ・地域若者サポートステーションや若者自立塾などでは、最も困難な状況の若者を把握する手立てを持っていないことが大きな問題。経済的な困難を抱えている若者に対する給付制度がないため、窓口に出て来ない。
- ・先日視察したオーストラリアでは、各自治体に数か所、失業保険や年金なども含め、住民に対するあらゆる給付の一元的窓口である「センターリンク」（国の機関で、1997年に制度創設）があり、住民へのサービスの状況を把握している。例えば学校を中退して仕事に就けない若者は、とりあえずセンターリンクに行けば、家庭の所得等の条件に応じた給付制度やプログラムを紹介してもらえる。
- ・地方自治体に窓口を設けるとすれば、センターリンクのような権限を持たせるべき。
- ・「不登校」などの問題についても、いろいろなところがバラバラに情報を持ってい

るために早期の解決に結びつかない場合が多い。

- ・「一元化」と「早期」が重要なキーワード。
- ・オーストラリアの例では、義務教育とそれ以降のつなぎのところに支援の焦点が当てられており、15、6歳を対象とする多様なプログラムが多数用意されている。NPOなどのプロバイダーが様々なプログラムを作っており、センターリンクがそれらを把握して紹介する。
- ・プロバイダーとなるNPOの人材を育てていくことも、施策の核に置く必要がある。NPOを維持していくための支援も重要。オーストラリアやヨーロッパなどでは支援のための予算規模が大きい。
- ・仮に横浜市でセンターリンク的なものをつくるとすれば、行政区（18区）単位であればある程度可能かもしれない。失業保険以外のほとんどの手続は、戸籍、結婚、出産、母子保健などの届出も含め、区役所が窓口となっている。但し、現状では、それらに該当しない若者は来ない。若者に対する給付があることが望ましい。
- ・一方で、仮に窓口を設けたとして、どれくらい利用者があるか、現場で対応し切れるかが懸念される。国のものも含め、様々な制度、サービス提供の在り方が複雑な上に、毎年のように変更されるため、対応が大変。
- ・センターリンクは、縦割り行政の各分野の専門家が皆そのネットワークに入っているようなもの。関係機関とのネットワークを持っており、センターリンクが窓口的な部分を担い、個別の事項はその専門家に繋ぐという体制をとっているようだ。
- ・資料6は、国の機関やNPO、商工会議所等も含め、社会全体で協力して対応するというもの。
- ・山本大臣の「地域における若者支援5原則」（平成19年）にもある「アウトリーチ」など、社会の力を糾合して対応していこうという意思決定が先決。
- ・現場の視点からは、課題のある子どもの実態を如何にして把握するかが一番重要。各学校が「不登校」や問題行動などを切り口に入る場合が多いが、限界がある。課題のある子どもについての情報が入る仕組みをつくり、一元的に把握し対応していけるようにすることが必要。
- ・窓口は重要だが、「待ち」の姿勢だけでは若者は来ない。
- ・教育現場が状況を把握しやすいのではない。但し、家庭と学校との関係がうまくいっていない場合など、必要な個人情報に関係者間で共有できない。例えば一定のリスク要因がある生徒については、学校から「一元的な窓口」への情報提供義務などがあれば、情報を集約させやすいのではない。

- ・ 学校を出た後のフォローが重要。地域の力が弱いところでは家庭が孤立しがち。
- ・ 発達障害等の若者の就労先を確保するためには、雇用する企業への公的な支援も必要ではないか。
- ・ 個人情報の取扱いが重要。「個人情報の保護」がやらない口実になっている例もある。例えば困難を抱える子ども、若者支援のために行う場合は緩やかにするなどの基準が示されると対応しやすい。
- ・ 現場では「個人情報の保護」がネックになっている場合がある。窓口だけでなく、民間機関も含め、全てのネットワーク内で必要な情報が共有できることが望ましい。個人情報は本人が各機関に持って行けばよいという意見もあるが、制度的に整備されるとよりやりやすい。
- ・ 関係機関に通報義務的なものを課すことも考えられるのではないか。
- ・ 地方公共団体に義務付けを行うことは、地方分権の時代にあって難しいのではないか。
- ・ 地方分権の考え方は、国の関与、指示等をできるだけ減らし、どのようなサービスを住民に提供するかは地方自治体が主体的に決めるべきということ。「窓口を設置しなければならない」と国が義務付けるのが良いかは疑問。
- ・ 子ども、若者支援関係のプログラムの多くは国の事業であるため、地方はその条件等に縛られ、自由にできない。地方自治体の自由な取組を支援するような包括的な支援方策が実現できるなら、それが望ましい。
- ・ 様々な地域を回って関係者から話を聞いたが、ここで議論している内容に反対する声はないと思う。
- ・ 国の事業、体制の在り方も考える必要がある。その事業を活用しようとする地方自治体等にとって使い勝手のよいものにすべき。また国の担当窓口も、そこに聞けば各省庁の関係施策が分かるというものが望ましい。
- ・ 住民への給付を全て一つの役所にまとめるのは、非常に大きな役所を作ることになり余り合理的でない。対象者別に考えるのが現実的ではないか。
- ・ 刑務所に何度も入る人たちの中には、知的障害等のハンディキャップを抱える人もいる。日本は、そういう人たちの居場所がない社会になってしまっているのではないか。社会の在り方が間違っているのではないか。

- ・ 中学校段階で問題行動を繰り返す子どもや、「出席停止」措置を受けた子どもの学び直しの場がないことが大きな課題。仕組として作らないと対応できない。
- ・ 国の段階で大きな方向付けを行い、具体的にどういう窓口を作るか等は地方に任せるべき。
- ・ 地方で相談窓口を一元化する場合には、関係機関の利用実態からみても、困難を抱えた若者は最寄りの相談窓口には行きづらく、むしろ少し離れたところに行くことが多いという点に配慮する必要がある。隣の行政区の窓口に行った場合に「うちの住民ではないから」と拒絶されては、行き場がなくなってしまう。そこは柔軟に対応すべきだし、窓口は市町村単位よりも広域で考える方がよいのではないか。
- ・ 居場所づくりという観点からは、シェルターというより、ベースキャンプ的な居場所の再構築が必要。
- ・ 様々な職業訓練制度と学校教育の互換性を高めるべき。今の学校教育制度は、一度降りると戻るのが難し過ぎる。

○座長、事務局より、次回日程については調整の上連絡する旨発言があり、閉会となった。

以上